

議 案 参 考 資 料

令和4年3月 定例会

(目 次)

○大村市個人情報保護条例（新旧対照表）（第6号議案関係）……………	(1)
○大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第7号議案関係）…	(2)
○大村市消防団員給与条例及び大村市消防団員の任免等に関する条例の改正概要（第8号議案及び第9号議案関係）……………	(4)
○大村市消防団員給与条例（新旧対照表）（第8号議案関係）……………	(5)
○大村市消防団員の任免等に関する条例（新旧対照表）（第9号議案関係）…	(6)
○大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）（第10号議案関係）…	(7)
○大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（新旧対照表）（第11号議案関係）……………	(8)
○大村市奨学金給付条例の改正概要（第12号議案関係）……………	(9)
○大村市奨学金給付条例（新旧対照表）（第12号議案関係）……………	(10)
○大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（新旧対照表）（第13号議案関係）……………	(12)
○大村市市道の構造の技術的基準等を定める条例（新旧対照表）（第14号議案関係）……………	(15)
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第15号議案関係）……………	(18)
○工事請負契約の変更について（第16号議案関係）……………	(26)
○工事請負契約の変更について（第17号議案関係）……………	(27)
○大村市創業・交流支援施設の概要（第36号議案関係）……………	(28)

大村市個人情報保護条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(収集の制限) 第4条 略 2 略 3 実施機関は、個人情報収集するときは、次に掲げる場合を除き、本人から収集しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等）をいう。以下同じ。）他の地方公共団体又は地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）からの収集が事務の遂行上やむを得ず、かつ、当該収集によって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (8) 略 4 略</p>	<p>(収集の制限) 第4条 略 2 略 3 実施機関は、個人情報収集するときは、次に掲げる場合を除き、本人から収集しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項）に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）からの収集が事務の遂行上やむを得ず、かつ、当該収集によって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (8) 略 4 略</p>

大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き引継いで任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されなれない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されなれない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>

<p>改正後</p>	<p>用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</p> <p>第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこととその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならぬ。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第27条 略</p>
<p>改正前</p>	<p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 略</p>

大村市消防団員給与条例及び大村市消防団員の任免等に関する条例の改正概要（第8号議案及び第9号議案関係）

1 改正の理由

国の「消防団員の処遇等に関する検討会」の報告を踏まえ、消防団員の処遇改善の一環として、以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

(1) 出動報酬の見直し等（第8号議案関係）

	現 行	改 正 案
火災・風水害等	1回につき4,500円(12時間を超えたときは2回分を支給)	① 1回につき8,000円。ただし、4時間以内の場合は4,500円 ② 従事時間が8時間を超えたときは4時間ごとに4,000円を加算
警戒・訓練等	1回につき4,500円	変更なし

※ 上記の見直しと合わせて、機能別団員（所属分団内での火災・風水害等における消防団活動に参加する団員）について、職務報酬の額を定める。

- ・ 職務報酬 年額10,000円（出動報酬は基本団員と同額）

(2) 消防団員の休団制度の導入（第9号議案関係）

消防団員が長期間その職務を遂行できない場合（※）、あらかじめ任命権者の承認を得た上で、3年を超えない範囲内で消防団活動の休止ができるものとする。

※具体的には、

- ・ 産前産後に休養し、又は育児を行う場合
 - ・ 仕事の転勤等で一時的に市外に転出する場合
 - ・ 心身の故障のため、長期の療養を要する場合
 - ・ 介護に従事する場合
- などを想定

3 施行日

令和4年4月1日

大村市消防団員給与条例（新旧対照表）

改正前	改正後																																							
<p>(出動報酬) 第4条 出動報酬は、次の区分により支給する。 (1) 水火灾及び天災地変等に際し、消防作業に従事した場合 1 回につき 4,500円 (2) 警戒及び訓練等に従事した場合 1 回につき 4,500円</p>	<p>(出動報酬) 第4条 出動報酬は、次の区分により支給する。 (1) 水火灾及び天災地変等に際し、消防作業に従事した場合 1 回につき 8,000円。ただし、消防作業に従事した時間が4時間以内の場合にあっては、4,500円 (2) 警戒及び訓練等に従事した場合 1 回につき 4,500円 2 前項第1号本文の場合において、1回当たりの消防作業に従事した時間が8時間を超えたときは、8,000円に、8時間を超える4時間ごとに4,000円を加算した額を出動報酬として支給する。</p>																																							
<p>別表（第3条関係） 職務報酬</p>	<p>別表（第3条関係） 職務報酬</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>班長</th> <th>その他の団員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>円 82,500</td> <td>円 69,000</td> <td>円 50,500</td> <td>円 45,500</td> <td>円 37,000</td> <td>円 37,000</td> <td>円 36,500</td> </tr> </tbody> </table>	種別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員	金額	円 82,500	円 69,000	円 50,500	円 45,500	円 37,000	円 37,000	円 36,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="6">基本団員</th> <th>機能別</th> </tr> <tr> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>班長</th> <th>その他の団員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>円 82,500</td> <td>円 69,000</td> <td>円 50,500</td> <td>円 45,500</td> <td>円 37,000</td> <td>円 37,000</td> <td>円 10,000</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本団員						機能別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員	金額	円 82,500	円 69,000	円 50,500	円 45,500	円 37,000	円 37,000	円 10,000
種別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員																																	
金額	円 82,500	円 69,000	円 50,500	円 45,500	円 37,000	円 37,000	円 36,500																																	
種別	基本団員						機能別																																	
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員																																	
金額	円 82,500	円 69,000	円 50,500	円 45,500	円 37,000	円 37,000	円 10,000																																	

大村市消防団員の任免等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(休団)</p> <p>第4条の3 団員は、長期間その職務を遂行できない場合、任命権者の承認を得て、消防事務への従事の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</p> <p>2 休団の期間は、3年を超えない範囲内とする。ただし、任命権者が必要と認める場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>3 休団をしている団員には、休団の期間中、報酬を支給しない。</p> <p>4 休団をしている団員は、職務に復帰しようとするときは、任命権者の承認を得なければならない。</p>	

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利) 第2条 略 第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>(損害補償を受ける権利) 第2条 略 第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前																		
<p>(設置) 第1条 本市財政の健全なる運営を図るため、次の基金を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略 地域振興基金</td> <td style="text-align: center;">略 地域振興基金</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため</td> <td style="vertical-align: top;">1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">モーターボート競走事業収益基金</td> <td style="vertical-align: top;">モーターボート競走事業収益基金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(積立て) 第2条 前条の表に掲げる基金(以下「基金」という。)は、毎年度次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定める額を積み立てる。 (1) 財政調整基金、減債基金及び地域振興基金 一般会計歳入歳出予算で定める額 (2) 略 2 略</p>	名称	目的	略 地域振興基金	略 地域振興基金	1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため	1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため	モーターボート競走事業収益基金	モーターボート競走事業収益基金	<p>(設置) 第1条 本市財政の健全なる運営を図るため、次の基金を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略 地域振興基金</td> <td style="text-align: center;">略 地域振興基金</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため</td> <td style="vertical-align: top;">1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">モーターボート競走事業収益基金</td> <td style="vertical-align: top;">モーターボート競走事業収益基金</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">退職手当基金</td> <td style="vertical-align: top;">退職手当基金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(積立て) 第2条 前条の表に掲げる基金(以下「基金」という。)は、毎年度次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定める額を積み立てる。 (1) 財政調整基金、減債基金、地域振興基金及び退職手当基金 一般会計歳入歳出予算で定める額 (2) 略 2 略</p>	名称	目的	略 地域振興基金	略 地域振興基金	1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため	1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため	モーターボート競走事業収益基金	モーターボート競走事業収益基金	退職手当基金	退職手当基金
名称	目的																		
略 地域振興基金	略 地域振興基金																		
1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため	1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため																		
モーターボート競走事業収益基金	モーターボート競走事業収益基金																		
名称	目的																		
略 地域振興基金	略 地域振興基金																		
1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため	1 活力あるまちづくり等地域振興を図るための大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため 2 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため																		
モーターボート競走事業収益基金	モーターボート競走事業収益基金																		
退職手当基金	退職手当基金																		

大村市奨学金給付条例の改正概要（第12号議案関係）

1 改正の理由等

奨学金の給付については、学業の成績が特に優秀な者で、国内の大学に進学する者を対象としている。

スポーツ、文化芸術の分野の成績が特に優秀な者及び海外留学をする者も対象とするよう、条例を改正する（詳細は以下のとおり）。

○ 給付対象等のイメージ

(改正前)  (改正後)

国内の大学	①学業	国内の大学	①学業、スポーツ、文化芸術
	②大学1年生		②大学1年生～4年生 (30歳未満)
	③月額5万円 (年間60万円)		③月額2万5千円 (年間30万円)
海外留学	①学業、スポーツ、文化芸術	学位取得目的 単位取得目的	①学業、スポーツ、文化芸術
	②大学1年生～4年生、 大学院生(30歳未満)		②大学1年生～4年生、 大学院生(30歳未満)
	③年額170万円以内(例： 150万円+最初の渡航時のみ20万円)		③20万円(渡航時のみ)

※ ①分野、②申請可能学年(年齢)、③奨学金額

2 施行日

令和4年4月1日

大村市奨学金給付条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して、大村市奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校を卒業する月又はこれに相当するものとして市長が定める月の初日まで1年以上引き続き市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 奨学金の給付を受けようとする年度の初日以後引き続き市内に住所を有する者であること。</p> <p>イ 奨学金の給付を受けようとする年度の初日以後引き続き、本人と生計を一にする者で市長が認めるものが市内に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 法第1条に規定する大学（法第97条に規定する大学院、法第108条第3項に規定する短期大学その他規則で定めるものを除く。以下「国内大学」という。）に在学する者であること。</p> <p>イ 外国の大学等で国内大学又は法第97条に規定する大学院に相当するものとして市長が認めるもの（以下「外国の大学等」という。）で修学するために留学する者であること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学業成績が特に優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して、大村市奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金の給付を受けようとする年度の初日まで1年以上引き続き市内に住所を有する者で同日以後引き続き市内に住所を有するもの又はその子女であること。</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学していること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 奨学生（奨学金の給付を受ける者をいう。以下同じ。）の願い出をする年度において、30歳未満の者であること。</p> <p>(4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であるものとして規則で定める基準を満たす者であること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 国内大学に在学する者 月額25,000円</p> <p>(2) 外国の大学等で修学するために留学する者で学位の取得を目的とするもの 年額1,700,000円の範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 外国の大学等で修学するために留学する者で単位の取得を目的とするもの 200,000円</p> <p>(給付期間等)</p> <p>第4条 奨学金を給付する期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。</p> <p>(1) 前条第1号に規定する者 当該国内大学の正規の修業期間</p> <p>(2) 前条第2号に規定する者 当該外国の大学等における学位の取得に必要な正規の修業期間</p> <p>2 前条第3号に規定する者の奨学金については、次条に規定する決定の日以後の日に1回限り給付する。</p>	<p>(3) 奨学生（奨学金の給付を受ける者をいう。以下同じ。）の願い出の際、大学の第1学年に所属していること。</p> <p>(4) 学業成績が特に優秀であること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 大学その他の機関から奨学を目的とした資金（貸与されるものを除く。）を受けていないこと。</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第3条 奨学金の額は、月額5万円とする。</p> <p>(給付期間)</p> <p>第4条 奨学金を給付する期間は、奨学生が在学する大学の正規の修業期間とする。</p>

大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前																																				
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="419 1108 507 2016"> <tr> <td>名称</td> <td>区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>新大村駅周辺地区整備計画区域</p> <p>都市計画法第20条第1項の規定により告示された大村都市計画地区のうち新大村駅周辺地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域</p>	名称	区域	略	略	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="419 129 507 1041"> <tr> <td>名称</td> <td>区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	名称	区域	略	略																												
名称	区域																																				
略	略																																				
名称	区域																																				
略	略																																				
<p>別表第2（第4条～第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="758 1108 1181 2016"> <tr> <td>計画区域の名称</td> <td>ア 地区</td> <td>イ 建築してはならない建築物</td> <td>ウ 容積率の最高限度</td> <td>エ 建ぺい率の最高限度</td> <td>オ 建築物の敷地面積の最低限度</td> <td>カ 壁面の位置の制限</td> <td>キ 建築物の高さの最高高度</td> <td>ク 建築物の各部分の高さの最高高度</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	計画区域の名称	ア 地区	イ 建築してはならない建築物	ウ 容積率の最高限度	エ 建ぺい率の最高限度	オ 建築物の敷地面積の最低限度	カ 壁面の位置の制限	キ 建築物の高さの最高高度	ク 建築物の各部分の高さの最高高度	略									<p>別表第2（第4条～第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="758 129 1181 1041"> <tr> <td>計画区域の名称</td> <td>ア 地区</td> <td>イ 建築してはならない建築物</td> <td>ウ 容積率の最高限度</td> <td>エ 建ぺい率の最高限度</td> <td>オ 建築物の敷地面積の最低限度</td> <td>カ 壁面の位置の制限</td> <td>キ 建築物の高さの最高高度</td> <td>ク 建築物の各部分の高さの最高高度</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	計画区域の名称	ア 地区	イ 建築してはならない建築物	ウ 容積率の最高限度	エ 建ぺい率の最高限度	オ 建築物の敷地面積の最低限度	カ 壁面の位置の制限	キ 建築物の高さの最高高度	ク 建築物の各部分の高さの最高高度	略								
計画区域の名称	ア 地区	イ 建築してはならない建築物	ウ 容積率の最高限度	エ 建ぺい率の最高限度	オ 建築物の敷地面積の最低限度	カ 壁面の位置の制限	キ 建築物の高さの最高高度	ク 建築物の各部分の高さの最高高度																													
略																																					
計画区域の名称	ア 地区	イ 建築してはならない建築物	ウ 容積率の最高限度	エ 建ぺい率の最高限度	オ 建築物の敷地面積の最低限度	カ 壁面の位置の制限	キ 建築物の高さの最高高度	ク 建築物の各部分の高さの最高高度																													
略																																					
<p>新大村駅周辺商業業務地区</p> <p>(1) 一戸建ての住宅、寄宿舎、下宿又は兼用住宅</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ</p> <p>1,000平方メートル</p>	<p>略</p>																																				

改正前	
改正後	<p>地区整備計画区域</p> <p>屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) キヤバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(7) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、</p>

改正前	改正後
	<p>菓子屋その他これらに類するものを除く。</p> <p>(8) 法別表第2(と)項第2号から第4号までに掲げる建築物</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する風俗関連性特殊営業の用に供する建築物</p> <p>(10) 葬儀を主たる目的とする建築物</p>

大村市市道の構造の技術的基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第7条の2 自動車及び自転車の交通が多い道路（自転車道⁽¹⁾を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通が多い道路又は自動車及び歩行者の交通が多い道路（自転車道⁽¹⁾を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

改正後	改正前
<p>を得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯)を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種の道路に、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(待避所)</p> <p>第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(待避所)</p> <p>第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(3) 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する他の区間の道路の構造を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項、第12条第3項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条並びに第25条の規定による基準をそのまま適用することができないときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することができないときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>(3) 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する他の区間の道路の構造を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項並びに第25条の規定による基準をそのまま適用することができないときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第1項及び第21条第1項の規定による基準をそのまま適用することができないときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

大村市手数料条例 (新旧対照表)

改正前		改正後	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
項	手数料を徴収する事項	手数料の額	手数料の額
	手数料の名称		
1	略	略	略
4	<p>長期住宅等認請料</p> <p>長期住宅建築画申数</p> <p>長期住宅建築画申数</p>	<p>長期住宅等認請料</p> <p>長期住宅建築画申数</p> <p>長期住宅建築画申数</p>	<p>長期住宅等認請料</p> <p>長期住宅建築画申数</p> <p>長期住宅建築画申数</p>
	<p>長期住宅の促進に関する法律第20号以下「長期住宅促進法」として公布された法律第87号「長期住宅促進法」第5条から第13条までの規定による住宅計画第1項に規定する住宅建築画の申請(以下「申請」といす)に對する審査</p> <p>長期住宅の促進に関する法律第20号以下「長期住宅促進法」として公布された法律第87号「長期住宅促進法」第5条から第13条までの規定による住宅計画第1項に規定する住宅建築画の申請(以下「申請」といす)に對する審査</p>	<p>長期住宅の促進に関する法律第20号以下「長期住宅促進法」として公布された法律第87号「長期住宅促進法」第5条から第13条までの規定による住宅計画第1項に規定する住宅建築画の申請(以下「申請」といす)に對する審査</p> <p>長期住宅の促進に関する法律第20号以下「長期住宅促進法」として公布された法律第87号「長期住宅促進法」第5条から第13条までの規定による住宅計画第1項に規定する住宅建築画の申請(以下「申請」といす)に對する審査</p>	<p>長期住宅の促進に関する法律第20号以下「長期住宅促進法」として公布された法律第87号「長期住宅促進法」第5条から第13条までの規定による住宅計画第1項に規定する住宅建築画の申請(以下「申請」といす)に對する審査</p> <p>長期住宅の促進に関する法律第20号以下「長期住宅促進法」として公布された法律第87号「長期住宅促進法」第5条から第13条までの規定による住宅計画第1項に規定する住宅建築画の申請(以下「申請」といす)に對する審査</p>
	<p>(1) 一戸建ての住宅の促進に関する法律(平成30年令第3号「長期住宅促進法」)第1項に規定する住宅の建築(以下「建築」といす)に對する審査</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の促進に関する法律(平成30年令第3号「長期住宅促進法」)第1項に規定する住宅の建築(以下「建築」といす)に對する審査</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の促進に関する法律(平成30年令第3号「長期住宅促進法」)第1項に規定する住宅の建築(以下「建築」といす)に對する審査</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の促進に関する法律(平成30年令第3号「長期住宅促進法」)第1項に規定する住宅の建築(以下「建築」といす)に對する審査</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の促進に関する法律(平成30年令第3号「長期住宅促進法」)第1項に規定する住宅の建築(以下「建築」といす)に對する審査</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の促進に関する法律(平成30年令第3号「長期住宅促進法」)第1項に規定する住宅の建築(以下「建築」といす)に對する審査</p>
	<p>手数料を徴収する事務</p>	<p>手数料を徴収する事務</p>	<p>手数料を徴収する事務</p>
	<p>手数料の額</p>	<p>手数料の額</p>	<p>手数料の額</p>
	<p>1件につき 6,000円</p>	<p>1件につき 15,000円</p>	<p>1件につき 15,000円</p>

改正前	改正後
<p>出がある場合</p> <p>住宅品質確保法第6条に規定する住宅性能評価書の提出が、次の2つの項目において「性能評価書の提出がある場合」という。</p> <p>1 1件につき14,000円</p>	<p>書」という。4基用する確認のし評のに済価</p> <p>又は同規長期でか、その載能このに済価</p> <p>又項づ構どを行を宅性下項に済価</p> <p>か認結た価項お住書」(という。))</p> <p>の提出がある場合</p> <p>確認書及び性能評価書の提出がない場合</p> <p>1 1件につき61,000円</p> <p>2 1件につき23,000円</p> <p>(2) 新築の時に住宅性能評価法第6条第1項の規定による</p>

改正前	改正後
<p>除く。)</p>	<p>除く。)</p>
<p>性能評価書の提出がある場合</p>	<p>「証」という。)の提出がある場合 住宅品質確保促進法第6条第1項に規定する住宅性能評価書の提出がある場合</p>
<p>性能評価書の提出がない場合</p>	<p>適合証及び性能評価書の提出がない場合</p>
<p>性能評価書の提出がある場合</p>	<p>適合証の提出がある場合</p>
<p>1件につき 7,000円</p>	<p>1件につき 9,500円</p>
<p>1件につき 25,500円</p>	<p>1件につき 30,000円</p>
<p>1件につき 4,000円</p>	<p>1件につき 5,500円</p>
<p>(2) 新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定を受けていない既存の一戸建ての住宅の増築</p>	<p>(2) 令和4年2月20日以後に長期優良住宅法第6条第1項に基づく認定を受けたもの(以下これを「新築住宅」という。)の住宅の新築の場合</p>
<p>(2) 新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定を受けていない既存の一戸建ての住宅の増築</p>	<p>(3) 旧基準認定住宅で、新築の時に長期優良住宅法第6条第1項の規定を受けていない既存の一戸建ての住宅の新築の場合</p>

改正後	改正前			
建ての住宅の増築又は改築の場合 (4) 新基準認定住宅で、新築時に長期優良住宅法第6条第1項の規定を受けていない既存の1戸建て住宅の増築又は改築の場合	適合証の提出がない場合	1件につき 42,500円	は改築の場合 適合証の提出がない場合	1件につき 32,000円
(4) 新基準認定住宅で、新築時に長期優良住宅法第6条第1項の規定を受けていない既存の1戸建て住宅の増築又は改築の場合	確認書の提出がある場合	1件につき 11,500円		
(5) 旧基準認定住宅の共同住宅等の新築の場合	確認書の提出がない場合	1件につき 43,000円	(3) 共同住宅等の新築の場合	1件につき 6,000円
	適合証の提出がある場合	1件につき 7,500円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額(その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)		
	性能評価書の提出がある場合	1件につき 35,500円を認定を申請した住戸の数で除して得た金額(その額に	性能評価書の提出がある場合	1件につき 25,500円

改正前	改正後
<p>適合証及び性能評価書が提出されない場合</p> <p>100円未満の端数を切り捨てた額</p> <p>1件につき66,500円を申請した住戸の数で除した金額(その額に100円未満の端数を切り捨てた額)</p> <p>1件につき14,000円</p> <p>1件につき67,000円</p> <p>1件につき22,000円を申請した住戸の数で除した金額(その額に100円未満の端数を切り捨てた額)</p>	<p>適合証及び性能評価書が提出されない場合</p> <p>適合証及び性能評価書が提出されない場合</p> <p>確認済書又は確認済書がある場合</p> <p>確認済書及び性能評価書がない場合</p> <p>適合証がある場合</p> <p>(6) 新基準認定住宅等の新築の場合</p> <p>(7) 旧基準認定住宅で、新築の時に長条第6項の規定を受けていない既存等改築の場合</p>
<p>適合証及び性能評価書の提出がない場合</p>	<p>適合証及び性能評価書が提出されない場合</p>
<p>1件につき56,000円</p>	<p>1件につき8,500円</p>
<p>(4) 新築の時に長条第6項の規定を受けていない既存等改築の場合</p>	<p>(4) 新築の時に長条第6項の規定を受けていない既存等改築の場合</p>

改正後		改正前			
		合	適合証の提出がない場合	適合証の提出がない場合	
			には、これに切り捨てた額) 1件につき 200,000円	1件につき 76,500円	
			を認定を申請した住戸の数で除して得た金額に(その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) 1件につき 21,000円		
		(8) 新基準認定で、新築住宅の時に、長期優良住宅第6条第1項の規定を適用するに際して、既存住宅等が改築の場合	確認書の提出がある場合		
			確認書の提出がない場合		
			1件につき 3,000円	1件につき 3,000円	
			住 条規 議定又 3に所管 優第9の規 議定又 3に所管 期法第1項による場合 長宅第1項による場合 定受人は同一区住宅 定受人は同一区住宅 定受人は同一区住宅	住 条規 議定又 3に所管 優第9の規 議定又 3に所管 期法第1項による場合 長宅第1項による場合 定受人は同一区住宅 定受人は同一区住宅 定受人は同一区住宅	
			人定場は所宅理がさ場 受決た又分住管等任た 議をし合区有の者選れ	人定場長良建計更申数 受決たの優宅等変定手 議をし合期住築画認請	
1	6				

改正前		
改正後	<p>長期住宅等変定手 合期住築画認請料</p> <p>長良建計更申数 の優宅等変定手 合期住築画認請料</p> <p>理者等が選 任された更 の場更に の申請に の審査 の申す の定す</p>	

工事請負契約の変更について（第16号議案関係）

- 1 工 事 名 新大村駅周辺地区東口駅前広場ガレリア建築工事
- 2 契約の相手方 高瀬建設・県央グリーン開発特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市岩松町26番地1
 高瀬建設株式会社
 代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 変 更 理 由 隣接する他の工事との工程の調整が必要となったことにより、竣工期限を延長するとともに、当該延長に伴い、現場管理費等の工事費用を増額するため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和3年9月21日議決)	<u>182,000,500 円</u>	—	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで
	↓		↓
今回変更契約	<u>187,063,800 円</u>	5,063,300 円	令和3年10月1日から 令和4年7月29日まで

工事請負契約の変更について（第17号議案関係）

- 1 工 事 名 新大村駅周辺地区東口駅前広場シェルター建築工事
- 2 契約の相手方 岡山建設・小森組特定建設工事共同企業体
代表者 大村市杭出津3丁目418番地1
岡山建設株式会社
代表取締役 岡山 修
- 3 変 更 理 由 隣接する他の工事との工程の調整が必要になったことにより、竣工期限を延長するとともに、当該延長に伴い、現場管理費等の工事費用を増額するため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和3年9月21日議決)	<u>182,917,900 円</u>	—	令和3年10月1日から <u>令和4年3月31日まで</u>
	↓		↓
今回変更契約	<u>187,995,500 円</u>	5,077,600 円	令和3年10月1日から <u>令和4年7月29日まで</u>

大村市創業・交流支援施設の概要（第36号議案関係）

1 設置場所

中心市街地複合ビル1階（大村市本町458番地2）

2 休館日

- (1) 日曜日、土曜日及び祝日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 市長が管理上必要と認める日

3 使用時間

午前10時から午後5時まで

4 利用対象者

- (1) 創業希望者（創業塾受講生、大村市産業支援センター相談者等）
- (2) 創業支援を受けた者（創業塾卒業生、大村市産業支援センターにおいて支援を受けた者等）

5 施設概要

- (1) テーブル、椅子、書籍棚、掲示板等
- (2) 面積 78.47㎡
- (3) 使用料は無料

